○経済産業省令第四十九号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

経済産業大臣　小渕　優子

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十七　機構法第十五条第一項第十八号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第二十一条に規定する業務に関する事項

第三十六条第一号ロ中「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第六条第二項」を「小規模事業者支援促進法第八条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。